

5 服装・持ち物のきまりについて

◆生活の決まり

◎ 学校は、学力の向上に努め、社会において大切な知識や人間関係の構築に必要なマナー、他を思いやる心などを「学び育てる場」です。

この「学び育てる場」にふさわしく、より良い場としていけるように、立田中学校では以下のような決まりを定めています。

◆服装等について

上衣	<ul style="list-style-type: none"> ・黒の学生服、愛西市標準ブレザー、セーラー服のいずれかを着用する。 ・セーラー服は、黒または紺色のセーラー服（襟白線2本入り）、黒線2本入りの白襟カバー ・学生服は、詰襟、中学生ボタンを使用する。セーラー服には黒または濃紺のスカーフを着用する。 ・白のカッターシャツ、開襟シャツ、ポロシャツのいずれかを着用する。半袖長袖は問わない。 ・学生服、ブレザーを着用しない場合、ラウンドカットは裾を中に入れる。ボックスカット、ポロシャツは出してもよい。 ・学生服、ブレザーを着用する場合には、いずれのものも裾を中に入れる。 ・肌着は白、紺、黒、灰色の肌着を着用する。首元から肌着が見えてもよい。ワンポイント可
下衣	<ul style="list-style-type: none"> ・ズボンはストレート型、体型に合わせてワンタックまで認める。 ・スカートのひだの数は24～28本、長さはひざがかくれる程度。
靴	<ul style="list-style-type: none"> ・白基調または黒基調の運動靴。会社名（ロゴ）などが単色で入っていてもよい。 ・くつひもは靴の地の色と同色のものとする。 ・運動に適したものとし、バスケットシューズは不可とする。 ・運動靴のどこかに必ず記名する。
上履き	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎内はスリッパ、体育館では体育館シューズを使用する。 ・スリッパは甲とかかとの部分にフルネーム（漢字がある場合は漢字）で記名する。 ・体育館シューズは、かかとの部分にフルネーム（漢字がある場合は漢字）で記名する。 <p>※令和7年度は1年 緑、2年 赤、3年 青のものを使用する。</p>
靴下	<ul style="list-style-type: none"> ・白、黒、紺、灰色の靴下を着用する。ワンポイントまでは可。 ・くるぶしがかくれるもので、ひざ上のは不可とする。 ・タイツの着用可。色は黒色で、透けない素材のものとする。スカートの下にタイツ着用の場合は、黒色の靴下着用。
頭髮	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔感や機能性のある髪型。 ・頭頂部、前頭部、側頭部、後頭部で極端に長さの差をつけない。 ・毛染めをしない。整髪料は使用しない。編み込みはしない。 ・肩につく場合は、髪留め（黒・紺のゴム）でとめる。また、前髪等が長い場合は、ピンなど（黒）でとめる。（パッチンどめ、アメピンO）
防寒着	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として11～3月に着用する。 <p><アウター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Pコート、ウインドブレーカーの着用が可。黒、紺、茶、灰色を基調とし、華美でないものとし、フードはついていてもいいが、ファーの付いていないものとする。 <p><インナー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベスト、セーター、カーディガン、襟なしインナーダウンの着用が可。 ・学生服、ブレザーの場合には下に着用し、セーラー服の場合には上に着用してよい。

- ・ワンポイント可、Vネックのもので、学生服、ブレザーから襟、袖が出ないものとする。
- ・白、黒、紺、茶、灰色を基調とする。
- ・マフラー、ネックウォーマー、スヌードを使用してもよい。
- ・白、黒、紺、茶、灰色を基調とする。
- ・手袋は気候に応じて各自の判断で使用してもよい。

◆所持品

か ば ん 等	<ul style="list-style-type: none"> ・リュックサックとサブバックを使う。（黒色、紺色を基本に少しくらいの色が入っていても可） ・エナメルバッグは不可。サブバックとして紙袋、ビニル袋は不可。 ・荷物がリュックサックに収まらない場合にサブバックを使う。 ・目印程度に一つキーホルダーなどをつけることは可。目立つものは「不要物」となる。
体 操 服	<ul style="list-style-type: none"> ・本校指定の白体操服・クォーターパンツ（ジャージは必要に応じて着用） ・白体操服の裾は必ずズボンにしまう。 ・名札に名前(姓のみ)を黒字で大きく記入し、体操服左胸の位置につける。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルトは飾りのないもので、黒・濃紺のものとする。 ・水筒の中身はお茶か水かスポーツドリンクとする。（1年中持ってきてもよい） ・部活動に限り、白ワンポイントTシャツ等、各部で認められている服装で活動してよい。 ・校内での活動は、決められた服装で行う。 ・学習に必要なものは持ってこない。 ・名札は所定の位置に固定する。

◆欠席・早退・遅刻について（保護者にお願ひ）

欠席遅刻の場合は午前7時30分～8時10分の間に電話で学校まで連絡してください。担任がいない時、電話の対応者にその旨を伝えて下さい。

欠席の場合はその理由を、遅刻の場合はその理由と何時ごろ登校するかを保護者の方からお知らせください。また、遅刻して登校したら、職員室に寄って登校したことを伝えるようお話しください。

早退の連絡で、病院の予約等で事前にわかっている場合は、朝、担任に連絡ください。

急な用事、または、ご不幸等によって早退させたい場合の連絡については、念のため、確認の電話をかけさせていただくことになっています。お子様の安全を考えての措置ですのでご了承ください。

◆登下校について（保護者の方にお願ひ）

本校では、お子様を交通事故から守るために、次のような指導を行っています。年度ごとに自転車保険の加入（必須）を確認させていただき、さらに以下の規定を守ることで許可をします。

- ① 希望する生徒には、申し出により自転車通学を認め、指定の鑑札^{かんさつ}を交付する。（指定箇所に貼付する）
- ② 通学路を守る。
- ③ 一旦停止、左側一列走行など交通ルールを守る。
- ④ 防犯登録、スコッチライトの貼付を必ず行い、常に整備して使用する。
- ⑤ 雨天時には雨がっぱを着用する。
- ⑥ 登下校は必ずヘルメットを着用する。
- ⑦ リュックサックのみで登校してよい。リュックサックは基本背負って登校する。サブバックも使用する場合は荷台にくくりつけるか、かごに入れる。ただし重い場合は荷台にくくりつけること。
- ⑧ スタンドはH型とし、1本スタンドは禁止する。
- ⑨ ドロップハンドル、カマキリハンドルは禁止する。

- ⑩ 時計をつけるときは、自己管理とし、校内では出さない。
- ⑪ 必要度の少ない装飾的なもの(ハブ等)は取り付けない。
- ⑫ ステッカーを貼る、荷台を曲げるなど、自転車を飾ったり改造したりしない。
- ⑬ 自転車の色について決まりはない。

※ 通学用自転車は定期的に点検や整備を行い、安全に通学できるように心がけてください。

- () 警音器はなるか () ハンドルの高さが適切か () 前照灯はつくか
- () ブレーキは効くか () サドルの高さは適切か () チェーンのゆるみは適切か
- () 反射器はついているか () タイヤの空気圧は適切か () 鍵はかかるか
- () 防犯登録はしてあるか () 自転車保険に入っているか(必須)

※ 令和3年10月1日から愛知県内で自転車を利用する場合には、自転車損害賠償任意保険への加入が義務化されています。

※ 令和5年4月1日より全年齢の自転車乗車時のヘルメット装着が努力義務化となりました。

※ 令和6年11月から、自転車運転中、停止している間を除いて、スマホで通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が道路交通法により禁止され、罰則が強化されました。なお、スマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されています。

毎年、通学路違反、交通ルールを守らない、危険運転が問題となっています。うれしい言葉も残念な言葉も地域からいただきます。安全第一です。大きな道路を横断するときは、止まって左右を確かめてから横断するように呼びかけてください。ご家庭でも声かけをお願いします。

※ 安全の規定が守られない場合は、許可を取り消すこともあります。